

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 1 0 日

市町村・広域連合介護保険担当課長 様

大阪府高齢介護室介護支援課長

**「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い」に関する
厚生労働省への確認事項について(追加)**

令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い(その4)」について、保険者から複数お問合せがあったことから厚生労働省介護認定係に追加して照会しましたので、情報提供します。

つきましては、厚生労働省の当該事務連絡を踏まえ、各保険者の個々の状況から適切にご判断いただきますようお願いいたします。

Q1 令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いについて(その4)」について、“面会が困難な場合において”とあるが、感染拡大防止を図る観点であれば、事務連絡どおり更新認定の有効期間を、従来の有効期間に市町村の定める期間を合算することを一律に取り扱えるのか。

A1 必ずしも個別ケースごとに判断を要するとは考えていない。地域の感染拡大の状況から認定調査による接触を減らし、感染拡大防止を図る観点から保険者の判断であれば一律の取扱いも可能である。その場合、緊急性が高いケースには、個別に適切にご対応いただきたい。

【(※)厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡】

- ・令和2年2月18日 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年2月28日 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その2)」
- ・令和2年3月5日 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに伴う認定データの取扱いについて」
- ・令和2年3月13日 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その3)」
- ・令和2年4月7日 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」

＜担当＞

大阪府福祉部高齢介護室

介護支援課利用者支援グループ：芝田・高垣

Tel:06-6941-0351 内線:6669

Mail:koreikaigo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp